

省令等に規定する事項案

※ 各項目についての具体的な運用方法については、通知やガイドライン、マニュアル等を整備する予定

<対象となる行為と研修カリキュラムについて>

○ 対象となる行為

- ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

○ 介護福祉士の研修カリキュラム (※平成28年1月の国家試験受験予定者のカリキュラムから適用)

- ・ 基本研修(講義50時間+各行為の演習)を養成課程において実施
 - ※ 養成課程の介護実習において、可能な限りたんの吸引及び経管栄養に関する見学・実地研修を行うよう配慮
- ・ 登録実施機関において実地研修を実施
 - ※ 実地研修を受けていない行為を行ってはならない。なお、資格取得前に実地研修を修了している場合には、資格取得後の実地研修は不要。

○ 介護福祉士以外の研修カリキュラムの類型

※ 介護職員の業務の必要性に応じ、以下の3類型を設ける。

(1) たんの吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型

- ・ 基本研修(講義50時間+各行為の演習)と対象行為すべての実地研修を実施

(2) たんの吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型

※ 気管カニューレ内のたんの吸引と経鼻経管栄養を除いたもの

- ・ 基本研修(講義50時間+各行為の演習)と実地研修(気管カニューレ内のたんの吸引と経鼻経管栄養を除く。)を実施

(3) 特定の利用者に対して行う実地研修を重視した類型

※ 対象となる行為のうち研修を実施した行為について実施可能

- ・ 基本研修(重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合20.5時間。たんの吸引等のみの研修の場合9時間。)と特定の者に対する必要な行為についての実地研修を実施

研修体系のイメージ

〔試行事業〕

基本研修
(50h)

シミュレーター
演習

実地研修

(ケアの試行)

〔養成機関等〕

〔介護福祉士〕
国家資格
・2年以上の養成課程
・実務者研修

基本研修
(50h)

シミュレーター
演習

注:養成施設の介護実習の中で、可能な限り見学・実地研修を行う。

▼
介護福祉士試験

〔登録喀痰吸引等事業者〕

実地研修※

※ 安全かつ適正に実施するための登録基準として省令で規定。
※ 実地研修を受けていない行為については実施できない。

注:資格取得前に実地研修を修了している場合には、資格取得後の実地研修は不要

〔登録研修機関〕

〔介護職員等〕(1)
不特定多数

基本研修
(50h)

シミュレーター
演習

実地研修

〔登録特定行為事業者〕

▼
認定

〔登録研修機関〕

〔介護職員等〕(2)
不特定多数
〔気管カニューレ内の吸引、
経鼻経管栄養を除く〕

基本研修
(50h)

シミュレーター
演習

実地研修
(気管カニューレ内吸引及び
経鼻経管栄養除く)

〔登録特定行為事業者〕

※気管カニューレ及び経鼻経管栄養以外の行為を実施できる。

▼
認定

〔登録研修機関〕

〔介護職員等〕(3)
特定の者

基本研修
(20.5h)

シミュレーター
演習

実地研修

〔登録特定行為事業者〕

※実地研修を行った利用者へのみ、必要な行為について実施できる。

▼
認定

〔注:重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合20.5時間。たんの吸引等のみの研修の場合9時間。(いずれもシミュレーター演習込み。)]

<登録研修機関の要件について>

○ 研修機関の登録要件・研修の実施方法

- ・ たんの吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について研修を行うこと
 - ※ 基本研修(講義・演習)及び実地研修。具体的なカリキュラムについては、試行事業を踏まえて設定。
- ・ たんの吸引等の実務について、医師、看護師等が講師となること
- ・ 医師の指示の下、看護師等の指導の下に所定の回数以上の実地研修を行うこと
- ・ 研修を受ける者の数に対し十分な数の講師を確保していること
- ・ 研修に必要な器具等を確保していること
- ・ 研修の安全管理体制等を定めた業務規程を定めること
 - ※・研修の場所・実施方法 ・安全管理体制 ・料金・受付方法 ・業務上知り得た秘密の保持 ・業務に関する書類の保存等
- ・ 研修の各段階毎に習得の程度を審査すること
 - ※ 筆記試験及びプロセス評価
- ・ 他の種類の研修等により知識・技能を修得している者には研修の一部を免除できること
 - ※ 研修類型(2)を修了した者が研修類型(1)を受講する場合や経過措置により一部の行為の実施が認められている者
- ・ 都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- ・ 研修修了者に関する帳簿の作成及び保存
- ・ 都道府県による指導等

<登録実施機関の要件について>

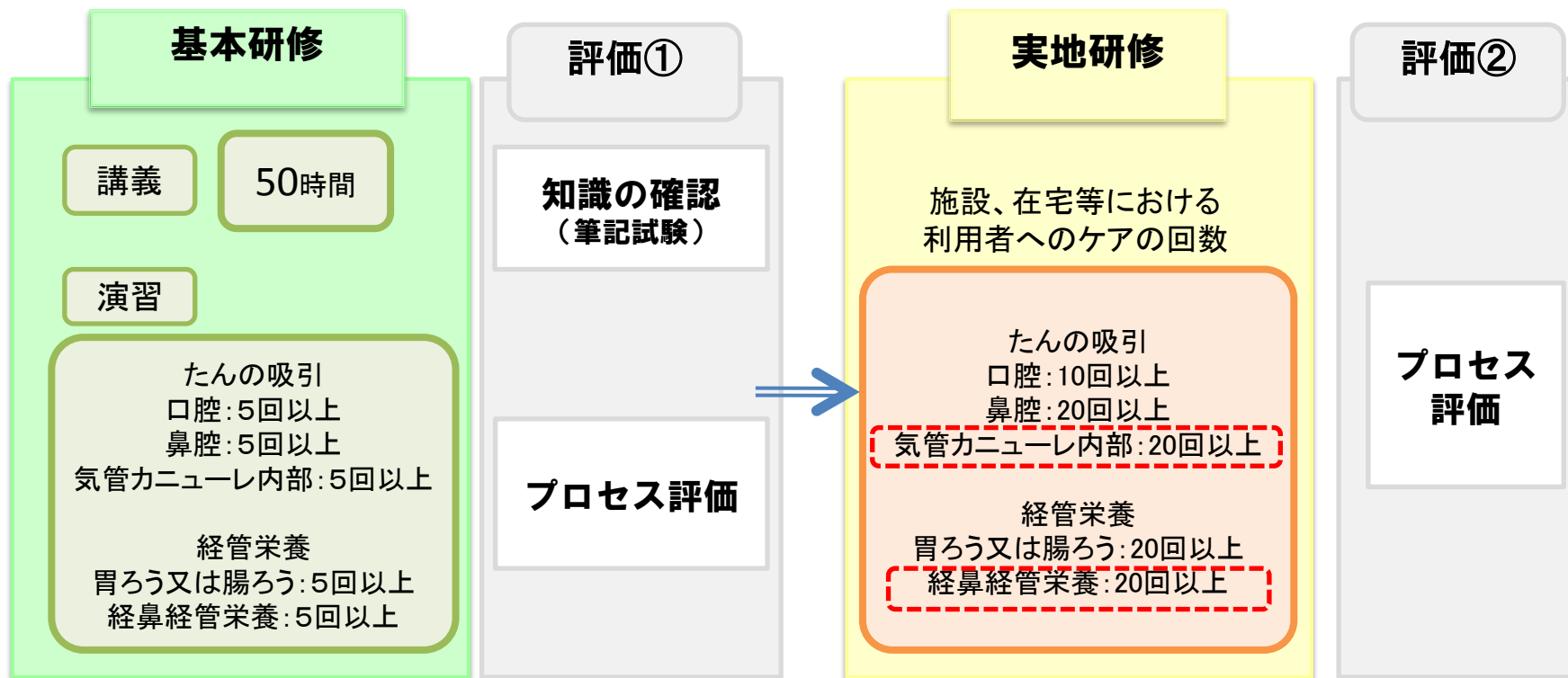
○ 医療関係者との連携に関する事項

- ・ 介護職員によるたんの吸引等が可能かどうかについての医師の文書による指示
- ・ 介護職員と看護職員等との間での連携体制の確保・適切な役割分担
- ※ 心身の状況に関する情報の共有等。施設の場合は、配置医や配置看護師等の関与を業務方法書等により担保。在宅の場合は、介護職員から看護職員への日常的な連絡・相談・報告等についての取り決めの文書化など、在宅医療機関や訪問看護事業所との連携体制を構築。試行事業の内容を踏まえたマニュアルをそれぞれの類型に応じて整備する。
- ・ 緊急時に適切に対応できる体制 ※状態が急変した場合の医師等への連絡体制の整備等
- ・ 個々の対象者の状況に応じ、たんの吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成
- ・ たんの吸引等の実施状況を記載した報告書の作成と医師への提出
- ・ 業務の手順等を記載した業務方法書の作成 ※ 試行事業の内容を踏まえたマニュアルの整備

○ その他の安全確保措置等

- ・ たんの吸引等に関する記録が整備されていること
- ・ 医療関係者を含む委員会の設置その他の安全確保のための体制の確保(ヒヤリ・ハット事例の蓄積及び分析体制を含む。)
- ※ 施設においては、施設長の下に医療関係者を含めた委員会を設置。在宅の場合には、利用者毎に医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護ステーション等との連携による安全確保体制の整備。ヒヤリ・ハットの報告事例及び報告様式を作成。
- ・ 必要な備品等の確保
- ・ 器具の衛生的な管理等の感染症予防の措置
- ・ 計画書の内容についての本人や家族への説明と同意、業務上知り得た秘密の保持
- ・ 実地研修未実施の介護福祉士に対する実地研修の実施
- ※ 実地研修を受けていない行為を介護福祉士に行わせてはならない
- ・ 各事業所の業務に応じた実践的な研修の実施
- ・ 都道府県による指導等

介護職員によるたんの吸引等(不特定多数の者対象)の 研修カリキュラムの概要(案)



※救急蘇生法演習(1回以上) も必要
※演習はシミュレーターが必要

※1 [] 内の項目については、実施しない類型も設ける
※2人工呼吸器装着者の研修については、希望する者に追加研修として行うことも検討

基本研修の講義内容・時間見直し案

□基本研修のカリキュラムの見直し案

| 大項目 | 中項目 | H22年度 研修 | 見直し案 |
|------------------------|--------------------------|-------------|------|
| 1 人間と社会 | 1)個人の尊厳と自立 | 0.5 | 0.5 |
| | 2)医療の倫理 | 0.5 | 0.5 |
| | 3)利用者や家族の気持ち、説明と同意 | — | 0.5 |
| 2 保健医療制度とチーム医療 | 1)保健医療に関する制度 | 1.0 | 1.0 |
| | 2)医行為に関係する法律 | 0.5 | 0.5 |
| | 3)チーム医療と介護職との連携 | 0.5 | 0.5 |
| 3 安全な療養生活 | 1)たんの吸引や経管栄養の安全な実施 | 2.0 | 2.0 |
| | 2)救急蘇生法 | 2.0 | 2.0 |
| 4 清潔保持と感染予防 | 1)感染予防 | 0.5 | 0.5 |
| | 2)職員の感染予防 | 0.5 | 0.5 |
| | 3)療養環境の清潔、消毒法 | 0.5 | 0.5 |
| | 4)滅菌と消毒 | 0.5 | 1.0 |
| 5 健康状態の把握 | 1)身体・精神の健康 | 1.0 | 1.0 |
| | 2)健康状態を知る項目(バイタルサインなど) | 1.0 | 1.5 |
| | 3)体温上昇について | 0.5 | |
| | 3)急変状態について | 0.5 | 0.5 |
| 6 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論 | 1)呼吸のしくみとはたらき | 1.0 | 1.5 |
| | 2)いつもと違う呼吸状態 | 1.0 | 1.0 |
| | 3)たんの吸引とは | 1.0 | 1.0 |
| | 4)人工呼吸器と吸引 | 1.0 | 2.0 |
| | 5)小児の吸引について | 1.0 | 1.0 |
| | 6)吸引を受ける利用者や家族の気持ち、説明と同意 | 1.0 | 0.5 |
| | 7)事前説明(声かけ)と同意、事後の確認 | 1.0 | |
| | 7)呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して) | 1.0 | 1.0 |
| | 8)たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認 | 1.0 | 1.0 |
| 9)急変・事故発生時の対応と事前対策 | 2.0 | 2.0 | |

【講義時間数】

・6-6と8-8の内容重複、6-7と8-9の内容重複があり、時間が「長い」との回答が多いため、共通する内容を1-3に統合。
 ・4-4滅菌と消毒→筆記試験正答率が低いため、講義時間を延長
 ・6-1呼吸のしくみとはたらき→介護職員の「理解度」が低いため、時間を延長
 ・6-4人工呼吸器と吸引→介護職員の「理解度」が低く、時間が「短い」との回答が多いため、時間を延長
 ・6-6利用者や家族の気持ちと対応→1-3に内容を分割し、時間を短縮し、6-7と統合。
 ・6-7事前説明と同意→1-3に内容を分割し、時間を短縮し、6-6と統合。

【中項目】

・5-3体温上昇→5-2健康状態を知る項目と項目を合体し、合わせて説明
 ・6-5「成人と小児の吸引の違い」→時間が「長い」との回答が多いため、「小児の吸引」に変更し、小児の特徴を説明する内容に変更
 ・6-6と6-7の中項目を統合。

(カリキュラムの見直し案つづき)

| 大項目 | 中項目 | H22年度 研修 | 見直し案 |
|--|------------------------------|-------------|------|
| 7 高齢者及び 障害児・者の 「たんの吸引」 実施手順 解説 | 1)たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 | 1.0 | 1.0 |
| | 2)吸引の技術と留意点 | 5.0 | 5.0 |
| | 3)たんの吸引に伴うケア | 1.0 | 1.0 |
| | 4)報告及び記録 | 1.0 | 1.0 |
| 8 高齢者及び 障害児・者の 「経管栄養」 概論 | 1)消化器系のしくみとはたらき | 1.0 | 1.5 |
| | 2)消化・吸収とよくなる消化器の症状 | 1.0 | 1.0 |
| | 3)経管栄養法とは | 1.0 | 1.0 |
| | 4)注入する内容に関する知識 | 1.0 | 1.0 |
| | 5)経管栄養実施上の留意点 | 1.0 | 1.0 |
| | 6)小児の経管栄養について | 1.0 | 1.0 |
| | 7)経管栄養に関係する感染と予防 | 1.0 | 1.0 |
| | 8)経管栄養を受ける利用者や家族の気持ち、説明と同意 | 1.0 | 0.5 |
| | 9)事前説明(声かけ)と同意、事後の確認 | 1.0 | |
| | 9)経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認 | 1.0 | 1.0 |
| 10)急変・事故発生時の対応と事前対策 | 1.0 | 1.0 | |
| 9 高齢者及び 障害児・者の 「経管栄養」 実施手順 解説 | 1)経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持 | 1.0 | 1.0 |
| | 2)経管栄養の技術と留意点 | 5.0 | 5.0 |
| | 3)経管栄養に必要なケア | 1.0 | 1.0 |
| | 4)報告及び記録 | 1.0 | 1.0 |
| 合計講義時間数 | | 50 | 50.0 |

【講義時間数】

・8-1消化器系のしくみとはたらき→介護職員の「理解度」が低く、正答率も低いため、講義時間を延長
 ・8-8利用者や家族の気持ちと対応→1-3に内容を分割し、時間を短縮し、8-9と統合。
 ・8-9事前説明と同意→1-3に内容を分割し、時間を短縮し、8-8と統合。

【中項目】

・8-4注入する内容→介護職員が「長い」の割合が高く、正答率も低いため、8-1消化器系のしくみとはたらきのうち、「①生命維持における栄養・水分摂取・消化機能の重要性」を8-4に移動して内容を充実
 ・8-6「成人と小児の経管栄養の違い」→時間が「長い」との回答が多いため、「小児の経管栄養」に変更し、小児の特徴を説明する内容に変更
 ・8-8と8-9の中項目を統合。

介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修カリキュラム概要(案)

基本研修

【講義】

- ・「特定の者」に特化したテキストを使用し、基本的内容に絞った講義(8時間)を実施。

【演習】

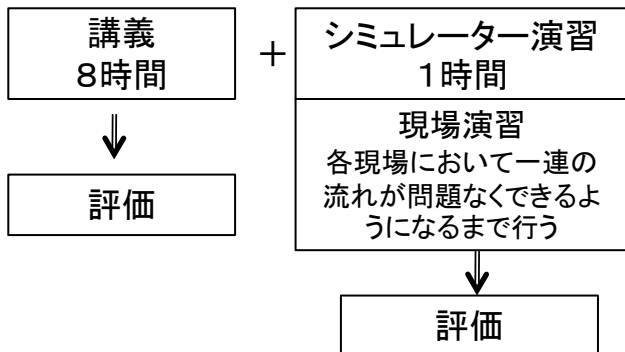
- ・ シミュレーターを使用した演習(1時間)及び「特定の者」に合わせた現場演習を通じて一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し実施。

※重度訪問介護従業者養成研修と併せて行う場合 20.5時間。たんの吸引等のみの研修の場合9時間。(いずれもシミュレーター演習込み。)

【評価】

- ・ 講義部分の評価については、「特定の者」に特化した試験(基本的内容に絞ったもの)を実施。
- ・ 演習の評価については、「特定の者」に特化した評価指標を使用。

(別紙参照)



実地研修

医師・看護師

医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び本人、家族が医療連携の下指導の補助

指導

評価

介護職員

実地研修

評価

特定の者

【実地研修】

- ・ 実地研修については、看護師が指導(必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び本人・家族が指導の補助)を行い、看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。(連続2回全項目が「ア」となること)
- ・ 看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施。

【評価】

- ・ 評価については、「特定の者」に特化した評価票を使用。
- ・ 評価を行う際には、利用者(家族)の意見を聴取することが可能な場合は、利用者(家族)の意見も踏まえた上で評価を実施。

【別紙】 基本研修の内容(特定の者対象)案

□ 基本研修 講義及び演習(シミュレーター演習)の内容・時間数

基本研修・講義演習カリキュラム案(たんの吸引等に対応した部分)

| 区分 | 科 目 | 時間 | 内 容 |
|----|---|----|---|
| 講義 | 重度の肢体不自由者の地域生活に関する講義 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度の種類、内容とその役割 ・重度訪問介護の制度とサービス ・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会生活についての理解 ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本態度 ・利用者の人権 |
| 講義 | 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義① 緊急時の対応及び危険防止に関する講義① | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅における感染防止対策 ・経管栄養について ・在宅人工呼吸器生活者の生活実態とケア |
| 講義 | 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義② 緊急時の対応及び危険防止に関する講義② | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・呼吸の仕組みと人工呼吸器の仕組み ・気管切開と人工喚起 ・人工呼吸器装着中の利用者のたんの吸引 |
| 演習 | 在宅人工呼吸療法に関する知識(演習) | 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・たんの吸引、経管栄養に関する演習 |
| 計 | | 9 | 9 |